

東昌第二保育園保護者様

感染症の場合の登園について

保育園では、病児保育は行っておりません。保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことが大切となります。

お子様が感染症にかかった場合は、医師の診断に従い、園での集団生活に適応できる健康状態に回復してから登園するようご協力をお願いいたします。

また、登園の際は、主治医より「登園許可証明書（治癒証明書）」を記入してもらい、園へご提出ください。流行時には、保育園でも体調に気を付けて保育いたしますが、感染症の疑いがあるときは速やかに保護者様にご連絡いたしますので、早めの受診をお願いいたします。

医師の証明が必要な感染症

咽頭結膜炎（プール熱）	流行性耳下腺炎（おたふく）
麻疹（はしか）	急性出血性結膜炎
水痘（水ぼうそう）	百日咳
流行性結膜炎（はやり目）	風疹（三日ばしか）
インフルエンザ	腸管出血性大腸菌感染症（O157等）

登園許可証明書（治癒証明書）

東昌第二保育園 園長 宛

組 園児名 _____

病名 _____

初診日 年 月 日 _____

症状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、
月 日 より登園可能と判断します。

年 月 日 _____

医療機関名 _____

医師名 _____

印

【お願い】 原則、診断を受けた医療機関で証明をもらってください。